

確 認 書

北海道大学教職員組合から北海道労働委員会に「救済」の申し出のあった平成17年道委不第12号「北海道大学不当労働行為事件」の審査に関して、申立人の北海道大学教職員組合と被申立人の国立大学法人北海道大学との間で和解に向けて協議した結果、下記のとおり合意したので確認する。

記

1. 本件申し立てがなされたことに鑑み、より良好な労使関係の構築が必要であることを相互に確認する。
2. 平成18年度に支給する寒冷地手当の額は、平成17年度支給額に据え置くこと。
3. 平成19年度以降の寒冷地手当の支給額および支給方法については、社会の状況を勘案して北大独自に決定するものとし、詳細は組合と大学で誠実に協議するものとする。
第1回目の協議の申し出は、大学から行うこと。
4. 寒冷地手当に係る本邦外における日割り計算での減額措置の運用については、月の全部が本邦外の場合以外は、減額措置をとらないこと。
5. 今後とも、給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること。
6. 平成17年道委不第12号「北海道大学不当労働行為事件」の申し出については、これを取り下すこと。

平成18年 7月13日

申立人 北海道大学教職員組合執行委員長

坂下明彦



被申立人 国立大学法人北海道大学総長

中村睦男

